

## 除染等の作業に係る人員の教育等の体制強化について

## 【組織の体制】

- 来年1月1日の放射線汚染対処特措法の完全施行と併せ、福島県に福島環境再生事務所を開設。特措法に基づく除染作業も順次開始。

## 【職員の体制】

- 1月中には、本省と福島現地双方で、200人規模体制。
  - ※ 本省約70人、福島現地約60人、JAEA・東京電力等の協力・派遣職員等約90人
  - ※ 福島現地において、環境省職員等によるチームを複数作り、担当する市町村に対して相談、助言等の対応を実施。
- 4月には、関東地方環境事務所も含め、400人規模体制。
  - ※ 本省約90人、福島現地約210人、関東事務所約30人、JAEA・東京電力等の協力・派遣職員等約90人

## 【除染等の作業にかかる人員の教育】

- 早急に教育体制を整備し、除染等に従事できる人員を4月までに3万人以上確保する予定。
- 作業指揮者(作業員5名に1名(職長・班長)を想定)を対象とした以下の研修を予定。
  - <年内> 環境省及び厚生労働省において、合計2000名程度に対して研修を実施。
  - <年度内> 環境省、厚生労働省及び福島県において、合計4300名程度に対して研修を実施。